# 公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)第22条の規定に基づき公告する。

令和7年4月24日

別府市長 長野 恭紘



## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 別府市立図書館地域・郷土資料館展示制作委託業務
- (2)履行場所 別府市大字別府字野口原3013番1
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和8年2月28日まで
- (4) 業務の概要

別紙1 別府市立図書館地域・郷土資料館展示制作委託業務仕様書(以下「仕様書」 という。)のとおり

- (5) 予定価格非公表とする。
- (6) 最低制限価格 設定しない。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、別府市が発注する物品等の調達及び役務の提供に係る競争入札参加 資格審査要綱(平成6年別府市告示第号)第2条の別表 業種区分表「大分類:役務の 提供 小分類:広告・宣伝 細分類:展示物製作」について入札参加資格の認定を受け ている者であること。
- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する物品 等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領 (令和5年別府市告示第71号。以下「指名停止等措置要領」という。)の規定に基づく 指名停止期間中でないこと。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (7) 平成26年度(契約締結日基準)以降に、元請け(共同企業体による履行にあっては、代表者としての履行に限る。)として国又は地方公共団体等が発注した床面積150㎡以上の資料館又は博物館の常設展示に係る展示制作業務の履行実績(完了、引渡し済みのものに限る。)を有すること。

なお、展示制作とは契約金額(消費税及び地方消費税含む。)7,000万円以上の展示造作、グラフィック、模型造形、映像・音響システム、映像・音響コンテンツ、内装・什器、展示パーツ及び電気設備一式等の総合的な製作及び施工とする。

(8) 次に掲げる条件を満たす者をそれぞれ配置できること。

#### ア 業務責任者

- (ア)業務責任者として、前(ア)に示す展示製作の履行実績(完了、引渡し済みのものに限る。)を有する者であること。
- (イ) 建築士法に規定する一級建築士又は建設業法に規定する一級建築施工管理技士の 資格を有する者であること。
- (ウ) 入札参加者と入札参加資格審査申請書の提出日(以下「基準日」という。) 以前に

3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

#### イ 業務担当者

(ア) 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条の規定に基づく学芸員の資格を有する者であること。

## 3 入札に関する手続き等

## (1) 公告等の配布

公告等の配布を次のとおり行う。

また、当市のホームページからもダウンロードすることができる。

URL: https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu\_keiyaku/itaku/

#### ア 配布日

令和7年4月25日(金)~令和7年5月12日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

※ホームページからの閲覧およびダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

#### イ 配布場所

「7の事務局」とする。

#### ウ配布資料

別紙1 仕様書

別紙2 設計図書 ※

別紙3 見積参考資料 ※

様式1 公告等に関する質問書

様式2 入札参加資格審査申請書

様式3 誓約書

様式4 業務等実績調書

様式5 配置予定技術者調書

様式6 入札書

様式7 委任状

様式8 入札辞退届

別添1 パスワード発行申請書

#### エ パスワード発行申請

「別紙2 設計図書」、「別紙3 見積参考資料」にはパスワードを設定しているのでパスワードの配布を希望する者は、「7の事務局」へ令和7年5月9日(金)

16時までに電子メールにて、パスワード発行申請書【別添1】を提出すること。

電子メール送付に当たっては、標題を「別府市立図書館地域・郷土資料館展示製作 委託業務パスワード発行申請書」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による提出一切受け付けない。

#### (2) 公告等に関する説明会

公告等に関する説明会は実施しない。

#### (3) 公告等に関する質問の受付

公告等に関する質問を次のとおり受け付ける。

### ア 受付期間

令和7年4月25日(金)から令和7年5月9日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

## イ 提出方法

公告等に関する質問書【様式1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府市立図書館地域・郷土資料館展示製作委託業務質問書」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

#### (4) 公告等に対する質問への回答

提出された質問 (類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和7年5月13日(火)から別府市公式ホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答しない。

## (5) 入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加者は次のとおり入札参加資格審査申請書等(以下、「申請書等」という。)を 提出すること。

## ア 提出期間

令和7年4月25日(金)から令和7年5月12日(月)までの休日を除く午前9時から午後5時まで

### イ 提出先

「7の事務局」とする。

#### ウ 提出書類

- (7) 入札参加資格審査申請書【様式2】
- (4) 誓約書【様式3】
- (ウ) 業務等実績調書【様式4】
  - ※業務等実績調書に記載した実績が確認できる書類(契約書等の写し及び内容・ 規模等が確認できる書類)
- (工) 配置予定技術者調書【様式5】
  - ※配置予定技術者が保有する資格(免許・資格者証の写し等)、実績が確認できる 書類及び入札参加者と基準日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係 がわかるもの(保険証の写し等)を添付すること。

#### エ 提出方法

持参又は郵送等とし、その他の方法は一切認めない。

郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提

出期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については一切考慮しない。

#### (6) 入札審査資格審査結果の通知

入札参加資格の結果については令和7年5月15日(木)までに入札参加者に対し、 書面にて通知する。

## (7) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面(様式は任意)を「7の事務局」に持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、 書面により行う。

## (8) 入札保証金

免除とする。

## (9) 入札及び開札

ア 日時

令和7年5月20日(火) 午後2時

イ 場所

別府市役所5階 教育委員会室

ウ 提出方法 持参によること。

## 工 提出書類

- (ア)入札書【様式6】
- (4) 委任状【様式7】

※入札参加者の代理人が入札等を行う場合は、委任状【様式7】を提出すること。

## 才 入札執行回数

入札回数は2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ち に再度の入札を行う。

なお、再度の入札で落札者がいなかった場合は、随意契約に移行する場合がある。

#### カ 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### キ 入札の辞退

入札参加者は、入札執行に至るまでは入札を辞退することができる。本入札を辞退 する場合は、入札辞退届【様式8】を提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、当市の行う業務等において不利益な取扱いを

受けるものではない。

- ク 入札参加者が1者の場合の措置 入札参加者が1者であっても、落札者を決定する。
- ケ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該 入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (ウ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (エ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (オ) 入札金額を訂正した入札
- (カ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (キ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札
- (ク) 申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否 した者のした入札
- (ケ) 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合(談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のaからdのいずれかに該当する場合)は、当該入札を無効とする。
  - a 当該談合情報における落札予定金額(率) (以下「落札予定金額(率)」という。)が入札結果と一致している場合
  - b すべての入札参加者が入札結果と一致している場合
  - c 入札結果と落札予定金額(率)との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実が ある場合
  - d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
- (1) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札

### 4 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

## 5 契約に関する事項

## (1) 契約書作成の要否

要とする。

#### (2) 契約保証金

- ア 契約者は、別府市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以 上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。
  - (ア) 契約保証金の納付
  - (イ) 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
  - (ウ)銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- イ 次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金が免除される。
  - (ア) 契約者が保険会社との間に当市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (4) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (3) 支払条件

業務完了確認後、一括払いとする。

## 6 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 当市は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに 該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当市は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたとき。
- イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 当市は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。
  - この場合、当市は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 当市は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合、契約の解除を行うことができるものとする。
- (6) 落札者は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当市に速やかに申し 出ること。
- (7) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てる

ことはできない。

## 7 事務局

本入札において、事務を担当する部局は次のとおりとする。

別府市 教育部 図書館共創交流局

住 所:〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

電 話:0977-21-1777

FAX: 0977-22-5100

E-mail: lib-seibi@city.beppu.lg.jp